

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2021年5月28日

【会社名】 株式会社ケイブ

【英訳名】 CAVE Interactive CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長CEO 秋田 英好

【本店の所在の場所】 東京都目黒区上目黒2丁目1番1号

【電話番号】 03-6820-8176

【事務連絡者氏名】 代表取締役副社長CFO 安藤 裕史

【最寄りの連絡場所】 東京都目黒区上目黒2丁目1番1号

【電話番号】 03-6820-8176

【事務連絡者氏名】 代表取締役副社長CFO 安藤 裕史

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 新株予約権証券(行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)

【届出の対象とした募集金額】

(第29回新株予約権)	
その他の者に対する割当	5,100,000円
新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額	655,100,000円
(第30回新株予約権)	
その他の者に対する割当	1,360,000円
新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額	401,360,000円
(第31回新株予約権)	
その他の者に対する割当	452,000円
新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額	500,452,000円

(注) 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額は、全ての本新株予約権が当初の行使価額で行使されたと仮定して算出された金額であり、行使価額が修正又は調整された場合には、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が本新株予約権を取得し、又は買い取って消却した場合には、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額は減少する可能性があります。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2021年5月28日に提出いたしました有価証券届出書の記載事項の一部に誤りがありましたので、これを訂正するため有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

- 1 新規発行新株予約権証券（第29回新株予約権証券）
(2) 新株予約権の内容等

- 2 新規発行新株予約権証券（第30回新株予約権証券）
(2) 新株予約権の内容等

- 3 新規発行新株予約権証券（第31回新株予約権証券）
(2) 新株予約権の内容等

3 【訂正箇所】

訂正箇所は____を付して表示しております。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行新株予約権証券(第29回新株予約権証券)】

(2) 【新株予約権の内容等】

(訂正前)

当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質	6. 本第29回新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限(本欄第4項に記載の行使価額の下限にて本第29回新株予約権が全て行使された場合の資金調達額)本第29回新株予約権の発行価額の総額5,100,000円に当初下限行使価額である1,300円で本第29回新株予約権が全部行使された場合の650,000,000円を合算した金額。
--------------------------	--

(訂正後)

当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質	6. 本第29回新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限(本欄第4項に記載の行使価額の下限にて本第29回新株予約権が全て行使された場合の資金調達額)本第29回新株予約権の発行価額の総額5,100,000円に当初下限行使価額である1,300円で本第29回新株予約権が全部行使された場合の650,000,000円を合算した金額。 但し、当社取締役会の決議により当初下限行使価額が567円に修正された場合、本第29回新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は、288,600,000円となる。
--------------------------	---

2 【新規発行新株予約権証券(第30回新株予約権証券)】

(2) 【新株予約権の内容等】

(訂正前)

当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質	6. 本第30回新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限(本欄第4項に記載の行使価額の下限にて本第30回新株予約権が全て行使された場合の資金調達額)本第30回新株予約権の発行価額の総額1,360,000円に当初下限行使価額である1,021円で本第30回新株予約権が全部行使された場合の204,200,000円を合算した金額。
--------------------------	--

(訂正後)

当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質	6. 本第30回新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限(本欄第4項に記載の行使価額の下限にて本第30回新株予約権が全て行使された場合の資金調達額)本第30回新株予約権の発行価額の総額1,360,000円に当初下限行使価額である1,021円で本第30回新株予約権が全部行使された場合の204,200,000円を合算した金額。 但し、当社取締役会の決議により当初下限行使価額が567円に修正された場合、本第30回新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は、114,760,000円となる。
--------------------------	---

3 【新規発行新株予約権証券(第31回新株予約権証券)】

(2) 【新株予約権の内容等】

(訂正前)

当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質	6. 本第31回新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限(本欄第4項に記載の行使価額の下限にて本第31回新株予約権が全て行使された場合の資金調達額)本第31回新株予約権の発行価額の総額452,000円に当初下限行使価額である1,021円で本第31回新株予約権が全部行使された場合の204,200,000円を合算した金額。
--------------------------	--

(訂正後)

当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質	6. 本第31回新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限(本欄第4項に記載の行使価額の下限にて本第31回新株予約権が全て行使された場合の資金調達額)本第31回新株予約権の発行価額の総額452,000円に当初下限行使価額である1,021円で本第31回新株予約権が全部行使された場合の204,200,000円を合算した金額。但し、当社取締役会の決議により当初下限行使価額が567円に修正された場合、本第31回新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は、 <u>113,852,000円</u> となる。
--------------------------	--